

夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的

大阪府・大阪市（以下「府市」という。）では、大阪港に浮かぶ約390haの埋立地「夢洲」において、経済界とともに策定した「夢洲まちづくり構想」（平成29（2017）年8月策定）及び「夢洲まちづくり基本方針」（令和元（2019）年12月策定）に基づき、都心部にはない海に囲まれた立地条件や広大な土地を最大限に活かすとともに、非日常感と圧倒的なみどりの空間の実現を図りながら国際観光拠点の形成に向けたまちづくりを進めている。

その中でも、夢洲第2期区域のまちづくりについては、夢洲第2期区域マスタープラン Ver. 3.0において、「万博の理念を継承し、国際観光拠点形成を通じて未来社会を実現するまちづくり」をコンセプトとしており、大阪・関西万博の成果である「つながり・交流の拡大、深化」、「新たな価値観への気づき・共有」、「新たな取り組みとして生み出した技術・システムの実証」などを継承し、環境に配慮しながら多くの人に開かれた、音楽、アートやスポーツなどを題材とした取組、国内外の若者の夢や心身を育む取組、数多くの先進的技術に触れる取組を展開し、これらを日本・世界へ発信するエリアをめざしている。

このうち「記念公園ゾーン」約2.9haにおいては、これらの取り組みを展開する「場」として、府市が中心となって、記念公園の整備・大屋根リングの一部残置・記念館を整備することにより、最先端技術の発信、地方創生や産業振興に取り組むこととしている。

本事業は、記念公園ゾーン全体の事業構想を策定し、この事業構想を具現化するための記念公園ゾーン全体の基本計画を策定するとともに、その内容を踏まえた、記念館及び公園整備の基本計画、行・催事基本計画等を策定することを目的とするものである。

（2）業務内容

具体的内容については別紙1「夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

（3）事業規模（契約上限額）

令和8年度 86,970,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 7,630,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を実施する全ての経費を含む。

（4）契約期間

契約締結の日から令和9年9月30日（木）

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙2「業務委託契約書（成果物型）」参照

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(7)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和8年7月21日
・ 質問受付締切	令和8年7月28日
・ 質問に対する回答	令和8年8月4日予定
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和8年8月10日
・ 参加資格決定通知	令和8年8月17日予定
・ 企画提案書の提出期限	令和8年8月24日
・ プレゼンテーション審査	令和8年9月上旬頃
・ 選定結果通知	令和8年9月中旬頃
・ 契約締結・事業開始	令和8年9月下旬頃
・ 事業完了	令和9年9月30日

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和8年7月28日（火）午後5時30分まで（必着）

イ 提出方法

別紙「質問書（様式1）」に記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、Eメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年8月4日（火）（予定）に大阪都市計画局ホームページにて行う。なお、質問事項に対する回答は、本募集要項及び仕様書の補完、追加及び修正事項とする。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（単独法人等用）（様式2-1）

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）

(エ) 使用印鑑届（様式5）

(オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】

(カ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近 1 ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※（エ）～（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 2-1 に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）（様式 2-2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式 3）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 4）

(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）

(オ) 使用印鑑届（様式 5） ※代表構成員のみ

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

(キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近 1 ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

(サ) 共同事業体協定書（写し）

※（ウ）及び（エ）、（キ）～（コ）は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※（ク）及び（ケ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※（オ）～（コ）は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 3 に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 5 時 30 分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和 8 年 8 月 17 日（月）（予定）、様式 2-1 又は様式 2-2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（単独法人等用）（様式 6-1）又は企画提案書（共同事業体用）（様式 6-2）

(イ) 提案書

- ・様式は任意とし、A4 判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・総ページ数（表紙や目次を含まない）は 20 ページ以内とすること。
- ・必須記載項目は以下のとおりとする。

① 記念公園ゾーンの事業構想の概要について

② 記念館（展示・交流スペース）における展示・情報発信の概要について

- ③ 記念館建築基本計画の概要について
- ④ 公園整備基本計画の概要について
- ⑤ 記念公園ゾーン行・催事基本計画の概要について
- ⑥ 業務実施体制について
- ⑦ 業務実施計画（業務全体スケジュール）について
- ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。
- (ウ) 業務実績調書（任意様式）※実績がない場合は提出不要
 - ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- (エ) 経費内訳書及び積算根拠（任意様式）
- イ 提出部数
 - 正本：1部（記名・代表者印を押印したもの）
 - 副本：11部及びPDFデータを記録したDVD等1枚
 - ※提出資料（ア）から（エ）を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。
 - ※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。
 - ※DVD等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。
- ウ 提出期限
 - （2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和8年8月24日（月）午後5時30分まで（必着）
- エ 提出方法
 - 提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

選定については、選定会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が優先交渉権者を決定する。

選定会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日（予定）

令和8年9月上旬頃

イ 実施場所（予定）

大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎33階

大阪都市計画局 会議室 ※大阪市内の他の会場もしくはオンラインに変更の可能性はある。

ウ 内容・方法等

- ・6（3）アの提出資料を使用し、企画提案について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり30分程度（うち説明15分以内、質疑応答15分程度）とする。
 - ※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。
- ・参加者は1者あたり4名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。

- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		評価内容	配点
A 業務実施体制	実施体制	・業務実施体制について、具体的かつ明確なものとなっているか。	5 点
	業務実績	・類似又は同様の業務に関する豊富な受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。	5 点
B 業務実施計画		・本業務全体の実施方針や実施手順（スケジュール）に妥当性、実現可能性はあるか。 ・PFI などの官民連携手法を含めた事業実施手法の調査、課題整理について、妥当な実施計画となっているか。	10 点
C 技術提案	記念公園ゾーンの事業構想の概要の提案	・夢洲第2期区域マスタープラン Ver. 3.0 や大阪・関西万博宣言、2025 年日本国際博覧会 成果検証委員会 報告書などとの整合性が図られており、万博レガシーの象徴である大屋根リングや記念館を含む記念公園ゾーンが、夢洲の「場の記憶」の継承・展開につながり、かつ実現性が高い提案となっているか。	30 点
	記念館における展示・交流スペースに関する概要の提案	・展示・交流スペースにかかる調査・検討について、万博のレガシーを効果的に発信・展開するための適切な提案となっているか。 ・展示スペースについて、万博の記憶や万博で披露された最先端技術の情報発信につながるものであり、継続的に集客力が見込める提案となっているか。 ・交流スペースについて、ビジネス交流や文化交流、学びの場等の創出につながるものであり、継続的に集客力が見込める提案となっているか。	20 点
	記念館建築基本計画の概要の提案	・記念館の構成区分や配置、空間の使用方法が来場者にとって機能的、合理的な提案となっているか。また、ユニバーサルデザインや防災対応等の観点も踏まえた提案となっているか。 ・記念館の意匠（外観）の考え方やコンセプトが、記念公園ゾーンの空間デザインと一体感のある提案となっているか。	10 点
	公園整備基本計画の概要の提案	・記念公園として魅力的なデザインとなっているか。 ・園地内の機能、ゾーニングが来場者にとって機能的な提案となっているか。	10 点
	記念公園ゾーン行・催事基本計画の概要の提案	・記念公園ゾーンにおいて、ビジネスや文化等の交流の場を創出し、地方創生や産業振興に繋がる提案となっているか。 ・事業構想のコンセプトを踏まえた具体的なイベント・催事計画となっているか。	10 点

	・運営にあたっての課題が的確に把握できており、実現性、持続性のある提案となっているか。	
合計（委員 1 名あたり）		100 点

- ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、学識経験を有する外部の者で構成される選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合
- ・「C 技術提案」の項目の合計得点が高い者を優先交渉権者とする。
 - ・前号における項目の合計得点と同じ場合は、「B 業務実施計画」の項目の得点が高い者を優先交渉権者とする。
- ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点があった場合には、優先交渉権者として選定しない場合がある。

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
- （ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - （イ）記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - （ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が、２（３）の契約上限額を超えているもの。

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和 8 年 9 月中旬頃（予定）に様式 2－1 又は様式 2－2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、大阪都市計画局ホームページに掲載する。

8 その他

（１）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第 3 号）」及び「大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大

阪市情報公開条例及び大阪府情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この限りではない。

カ 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク 優先交渉権者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合がある。

9 提出先、問合せ先

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。

担当：大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課 ベイエリアグループ

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 33 階

電話：06-6210-9011

FAX：06-6210-9071

メール：kouikikyoten@gbox.pref.osaka.lg.jp